武蔵村山市小規模工事等受注希望者登録申請要領

市では、小規模建設業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的として、市が発注する競争入札以外の小規模工事等（工事・修繕）の受注を希望する方の登録受付を行います。

１　登録できる方

⑴　市内に営業所（建設業許可の必要な工事を受注する場合は、建設業許可を有する営業所）があること。

⑵　希望業種を履行するために必要な資格又は免許等を有していること。

⑶　市税を滞納していないこと。

⑷　契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、指定暴力団員及び指定暴力団員と関係のある者のいずれにも該当しないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、これに該当しないものとする。

⑸　武蔵村山市契約事務規則第２条第６号に規定する資格審査申請・受付サービスに登録していないこと（東京電子自治体共同運営の建設工事等競争入札参加資格を有していないこと）。

２　発注対象

１件の予定価格が、「２００万円以下の工事」又は「１００万円以下の修繕」で、契約内容が軽易かつその履行が容易であると認められるもの

３　登録できる業種（詳細は別紙「業種一覧表」参照）

土木、建築、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、電気、管、タイル・レンガ・ブロック、板金、ガラス、塗装、舗装、防水、内装仕上、電気通信、造園、建具、その他

４　登録有効期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで

５　受付開始

令和７年３月３日（月）から随時受付

６　申請方法

⑴　電子申請する場合

Logo フォームから電子申請

※　電子申請の場合、紙での書類提出は不要です。

※　電子申請は下記 URL 又は QR コードから申請してください。

新規登録申請フォーム URL	QR コード
https://logoform.jp/form/tJJz/291429	

⑵　郵送又は持参する場合

電子申請が困難な場合は、総務契約課契約係宛てに郵送又は市役所３階の総務契約課窓口へ直接持参し、御提出ください。

７　申請に必要な書類

⑴　小規模工事等受注希望者登録申請書（第１号様式）
⑵　　〃　　受付票（第２号様式）
⑶　　〃　　実績票
⑷　使用印鑑届･･･**実印を使用せずに他の印鑑を使用する場合**
⑸　各種許可（登録）証明書の写し…**申請業種の営業に当たり許可、資格、免許等が必要な場合**
⑹　法人又は商号登記をしている個人にあっては商業登記簿謄本
・発行から３か月以内のもの（管轄法務局で交付）
⑺　それ以外の個人にあっては
①代表者の身分証明書
・発行から３か月以内のもの（本籍地の区市町村で交付）
※「禁治産又は準禁治産の宣告の通知」、「後見の登記の通知」、「破産宣告又は破産手続開始決定の通知」を受けていないことを証明するもの
②登記されていないことの証明書
・発行から３か月以内のもの（管轄法務局で交付）
※「成年被後見人」、「被保佐人」、「被補助人又は任意後見契約の本人」とする記録がないことを証明するもの
⑻　納税証明書
・申請時直近のもの
・法人の場合は、法人市民税（区市町村で交付）
・個人の場合は、市都民税（区市町村で交付）
⑼　印鑑証明書
・発行から３か月以内のもの
・法人（管轄法務局で交付）
・個人（区市町村で交付）

※　申請書等は、総務契約課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。
http://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/keiyaku/1002340.html

８　申請書の記入方法

書類に記入する文字は楷書で、黒色の消えない筆記用具を使用して明瞭に記入してください。

⑴　小規模工事等受注希望者登録申請書（第１号様式）
ア　「名称」は、法人の場合は商業登記簿上の名称を記入し、個人で名称を使用している場合は通称名（屋号）で記入してください。
イ　「所在地」は、営業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。

ウ　「役職名、代表者名」は、法人の場合は商業登記簿上の「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。

エ　武蔵村山市との契約に使用する印鑑は実印となります。実印を使用せずに他の印鑑を使用する場合は、別に「使用印鑑届」の提出が必要です。

オ　希望業種は、５業種以内です。資格、免許が必要な業種は、その資格等の名称を記入してください。

⑵　小規模工事等受注希望者登録受付票

ア　申請書類を受け付けたときは、小規模工事等受注希望者登録受付票に受付印を押印してお返しいたします。

イ　受付票は、変更届提出の際に必要ですので、大切に保管してください。

９　登録事項の変更

申請事項に変更が生じた場合は、小規模工事等受注希望者登録事項変更・廃止届（第３号様式）により、遅滞なく届け出てください。

※　変更・廃止申請を電子申請で行う場合は下記 URL 又は QR コードから申請してください。

変更・廃止申請フォーム URL	QR コード
https://logoform.jp/form/tJJz/297640	

10　登録者名簿の公表

登録者名簿は、庁内に公開するほか、一般に公開する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

11　法令等の遵守

契約の履行に当たっては、武蔵村山市契約事務規則その他関係法令を遵守していただきます。

12　登録者名簿からの抹消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録を抹消します。

⑴　１に規定する登録要件に該当しなくなった場合

⑵　申請書等に虚偽の記載をした場合

⑶　契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合

⑷　営業所の所在地が武蔵村山市内でなくなった場合

⑸　東京電子自治体共同運営の建設工事等競争入札参加資格を取得した場合

⑹　武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当した場合

13　その他

⑴　この制度は、**登録することにより受注を約束するものではありません**。

⑵　お問合せは、総務契約課契約係（電話 042-565-1111　内線 325～328）までお願いします。

（別紙）

業　種　一　覧　表

業種番号	業　　種	業　種　内　容　の　例
１	土木	道路等の工事・修繕
２	建築	建物等の工事・修繕
３	大工	大工、型枠、造作等
４	左官	左官、モルタル、吹付け等
５	とび、土工、コンクリート	とび、足場等仮設、工作物解体、土工、コンクリート、ネットフェンス等
６	石	石積み等
７	電気	送配電設備、構内電気設備、照明設備等
８	管	空調設備、給排水設備、厨房設備、衛生設備、ダクト
９	タイル、レンガ、ブロック	ブロック積み、レンガ積み、タイル張り
１０	板金	板金加工取付け
１１	ガラス	ガラス加工取付け
１２	塗装	塗装
１３	舗装	アスファルト舗装、砂・砂利舗装
１４	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、シート防水
１５	内装仕上	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、畳、襖、カーテン、ブラインド
１６	電気通信	電気通信線路設備、電気通信機械、放送機械
１７	造園	植栽、公園設備、園路
１８	建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具
１９	その他	上記にあてはまらないもの